

定 款

株式会社 F C ホールディングス

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 F C ホールディングスと称し、英文では Founder's Consultants Holdings Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1) 道路、交通、都市・地域、橋梁等土木構造物、河川、その他関連事項およびこれらに係る防災についての企画、調査、点検、診断、計画、設計、管理等
 - 2) 環境に関する企画、調査、観測、評価、対策、管理等
 - 3) 土木・建築工事の企画、調査、計画、管理等
 - 4) 地盤・地質に関する調査、点検、診断、管理等および測量
 - 5) 情報処理サービスおよびコンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸等
 - 6) 労働者派遣事業
 - 7) 製品開発および製造販売
 - 8) 損害保険代理業
 - 9) 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
 - 10) 広告の企画、制作及び販売
 - 11) 産業廃棄物処理施設の計画及び設計
 - 12) 前各号に付帯または関連する一切の業務
2. 当社は、前項各号の業務及びこれに付帯関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を福岡市博多区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、12,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等より自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当会社の定期株主総会は、毎年 9 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2. 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、5名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査役等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 37 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。

(中間配当金)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当

(以下「中間配当」という。)を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第 39 条 期末配当金（中間配当金を含む。）が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

1. 定款第16条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上